

所沢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）についての意見提案手続

ご意見と市議会の考え方

令和3年3月9日から3月29日まで実施した「所沢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）への意見を募集します」について、6人の方からご意見をお寄せいただきました。

寄せられたご意見と、条例（案）へのご意見に対する所沢市議会の考え方について公表します。

お寄せいただいたご意見は、議会改革に関する特別委員会における協議の参考とさせていただきます。

1. 意見募集の概要

(1) 募集期間 令和3年3月9日（火）から3月29日（月）まで

(2) 意見受付 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請のいずれか

2. 意見総数

人数 6人（内訳：直接持参0人 / 郵送1人 / FAX1人 / 電子メール1人 / 電子申請3人）

3. 寄せられたご意見等

	ご意見等の内容	ご意見等に対する市議会の考え方
1	<p>今回の「所沢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）」に賛成します。</p> <p>以下、別紙から抜粋 今回の「所沢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）」は、国の法令の成立や改正に伴う条例の改正・整備という、基礎自治体の基本的・基礎的な事業という側面も備えていると考えられる。 市議会事務局の「所沢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）」に関する解説を読めると、改正後の条例の文章は、対象となるそれぞれの項目が、単独に明確化されているため、読みやすく、理解しやすい条文になっているところは、私も含めて市民から見ても納得のいくところではないだろうか。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
2	<p>第5条（1） 分離して、改正前より分かりやすくなった。 同条（2） 分離して、改正前より分かりやすくなった。 同条（6） 現代社会に合わせて、新設を歓迎する。 同条（7） 本来であれば、平成24年の暴力団排除条例制定時以降すみやかに新設すべきであったと考える。今でも、新設を歓迎する。</p>	<p>今まで所沢市においては、暴力団や反社会的勢力との結びつきは強い地域柄とは言えず条文化はしていませんでした。しかし、今日の課題となったことから新たに条文を加えようとするものです。</p>
3	<p>1. 当該倫理条例の改正（案）への意見 （1）議員が市民の負託に応え、務めるべき行為規範を明示するものとして改正（案）に賛同します。 （2）当該倫理条例改正のための特別委員会等で5つの論点が議論された結果、第5条（行為規範）に関する「市から活動及び運営に対する補助金又は助成を受けている団体および著しく公共性の高い団体の長に就任しないこと。団体については、規則で別に定まる。」とする条文は、意見の一致を見ない点として改正原案から削除されております。 その趣旨を生かした行為規範として、例えば、「議員は、利益相反関係にある特定の個人や企業、団体等の活動及び運営に実質的に関与しないこと。」を第5条に組み入れることを提案します。 《理由》 この提案は、議員が務めるべき”当然かつ基本的”な行為規範であって、規定するには遅きに失するものと考えます。 この提案は、全12回8か月に及ぶ特別委員会等での主要な論点に係るものであって、意見の一致を見ないとして削除された上記条文の意とするとところを当該倫理条例に反映することが妥当と考えます。 特別委員会（2021/2/19）では、意見の一致を見なかった上記条文について継続審議したいとの提案があったものの、今後の改正・修</p>	<p>協議してまいりました委員会では、全会一致が原則のため、団体の長に就任することに関する条文については、時間をかけ議論をしましては一致が見られませんでした。ご提案いただきました文案につきましては貴重なご意見として承りました。今後の取り組みの参考にさせていただきます。 また、第4条と第5条ですが、第4条は議員個人が議員活動をする上での申し合わせ事項、第5条は法律に則り、市民の信頼を失わないよう政治活動することを規定するものです。</p>

	ご意見等の内容	ご意見等に対する市議会の考え方
3	<p>(前頁からのつづき) 正時での論点を明らかにするために関係条文を明示することが良策と考えます。</p> <p>2. その他の意見 当該倫理条例にいう第4条(申合わせ事項)と第5条(行為規範)はいずれも、第2条(議員の責務)に対する具体的な行為規範を示すものと理解されます。これを、第4条と第5条とに区分けする趣旨がよく理解できません。</p>	
4	<p>改定後の倫理条例全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそもですが、過日、連日の報道で、政治家と業者の関係が問題視されていますが、所沢市にはそういったことを規制する条例はあるのでしょうか。 ・議員と業者の会食といった、誤解を与えるような行為は、規制の対象とならないのでしょうか。 ・今回の政治倫理条例の改正には、それらの内容が反映されているように見受けられなかったのですが、何故でしょうか。議論を重ね尽くして、今の時代では、市民や勤め人として当たり前のような常識の範疇にある規範となっていますが、政治家としての規範はこれでは不足しているのではないのでしょうか。この程度の規制になったのは、何故でしょうか。 ・一方で、議員や選挙候補者が各団体の役職を務めることの問題点については、実態をよく調査されていると思います。 ・首相とご子息と官庁の利益関係が問題視されていますが、所沢市では規制しないのでしょうか。 ・所沢に住んで3代目となりますが、議員や議員候補者が町内会や父母会の役員を勤めて、実績作りのために不要な行事やイベントを開催することを嫌というほど見てきました。しかもこういったことには、補助金というかたちで税金が投じられています。税金が投じられていると思われる商店街のイベントなども実態は同じです。税金の使われ方に疑念を抱きます。税金の使い方にはしっかり監査をされているのでしょうか。 政治家が関わることにはチェックが甘いのではないのでしょうか。 ・今しきりに言われている政治家と業者の会食、不適切な関係、政治家の役職を務める団体などにおける規制がない場合、今後、過日報道されたような問題が、今後発生する可能性が十分にあるかと思えます。市民に誤解や疑念を抱かせないためにも、条例で規制することが必要だと思うのですが、規制をしなくてもいいのでしょうか。 また、議員は、市民に対して模範的な存在であるべきだと思うのですが、それを態度として示していただきたいです。 自分たちを取り締まる規制を今一度見直していただきたいです。現状の規制では、正直、甘すぎると思います。当事者意識がないのでしょうか。 	<p>当事者意識がないというご指摘を真摯に受け止め、市民からの信用を損なうことのないよう努めてまいります。また、今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>
5	<p>【1】全般</p> <p>【1】一定の合意に至ったプロセスを肯定的に評価します。今回の政治倫理条例の改正案は、その端緒が平成30年12月定例会における議員提出議案第20号「所沢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定について」であったと理解するところです。当該議案は議決に至らなかったものの、その後、令和2年6月定例会において議会改革に関する特別委員会が設置され、当該委員会での熟議を経て、全会一致で合意できる範囲で今回の改正案を策定されたものと認識しています。これら一連の経緯は議会改革をこれまでも・これからも粘り強く進めようとする議会の意志のあらわれであると受け止め、肯定的に評価するものです。</p> <p>あわせて、これまでの審議で意見の一致を見なかった条文案については、他自治体の条例や裁判所の判例などを調査研究され、継続して審議されることを望みます。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>

	ご意見等の内容	ご意見等に対する市議会の考え方
5	<p>(前頁からのつづき) 【2】改正後の第5条(6)および(7) 【2】所沢市議会議員政治倫理条例の目的「議員の政治倫理の確立を期するとともに、主権者たる市民の厳粛な負託に応え、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与すること」に合致するものと考え、肯定的に評価します。</p>	
6	<p>第5条 賛成します。 今回の改正を「議員倫理の取り組み」の前進と受け止めます。ただ、内容は「受けないこと、しないこと」等となっており緩やかな規範であると思います。市民の信頼を損なうことのないように、議員の皆さんにこれまで以上の清廉さを求めます。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

<p>【問い合わせ先】 所沢市議会事務局 TEL:04-2998-9256 / FAX:04-2998-9222 E-mail:a9256@city.tokorozawa.lg.jp</p>
